

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

旅客自動車運送事業者 御中

九州運輸局自動車技術安全部 保安・環境課
自動車交通部 旅客第一課
自動車交通部 旅客第二課

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再確認と徹底について（要請）

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスに係る感染症予防対策の徹底について、ご尽力いただきありがとうございます。

しかしながら、令和2年4月8日に新型コロナウイルスへの感染が確認されたタクシー乗務員について、40度近い発熱や咳がありながらも乗務を続けていたと確認されました。

これは、「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の更なる徹底について（要請）（令和2年3月9日付け事務連絡）」による、体調不良が確認された場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関を受診させるとの対応がなされていないため、乗客に対し新型コロナウイルス感染のリスクを招いており、社会全体が新型コロナウイルスへの不安を抱えるなか、公共交通への信頼を揺るがす事案となっております。

つきましては、新型コロナウイルスにかかる予防・まん延防止の徹底（始業点呼時の体温測定等健康確認、体調不良が確認された際の対応、車内換気）と相まって、リーダーによる率先垂範（安全マネジメント）により、社員一丸となって社員の皆様とご家族、乗客の命と健康を守るため、強い指導と徹底、再確認をお願い致します。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

個人タクシー事業者 御中

九州運輸局自動車技術安全部 保安・環境課
自動車交通部 旅客第一課
自動車交通部 旅客第二課

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再確認と徹底について（要請）

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスに係る感染症予防対策の徹底について、ご尽力いただきありがとうございます。

しかしながら、令和2年4月8日に新型コロナウイルスへの感染が確認されたタクシー乗務員について、40度近い発熱や咳がありながらも乗務を続けていたと確認されました。

これは、「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の更なる徹底について（要請）（令和2年3月9日付け事務連絡）」による、体調不良が確認された場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関を受診させるとの対応がなされていないため、乗客に対し新型コロナウイルス感染のリスクを招いており、社会全体が新型コロナウイルスへの不安を抱えるなか、公共交通への信頼を揺るがす事案となっております。

つきましては、新型コロナウイルスにかかる予防・まん延防止の徹底（始業点呼時の体温測定等健康確認、体調不良が確認された際の対応、車内換気）について、再確認をお願い致します。

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 9 日

各 旅客自動車運送事業者 御中

九州運輸局自動車技術安全部
保安・環境課
九州運輸局自動車交通部
旅客第一課
旅客第二課

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の更なる徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところですが、今般、令和2年3月1日に北九州市のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記対策の更なる徹底とともに、バス及びタクシーは閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、車内換気にも努めて頂きますようお願い致します。

また、貴社の従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに管轄の運輸支局に対しご報告いただくようお願い致します。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関を受診させる等、適切な対応をとること

3. 車内換気 <追加項目>

エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めること（別添参照）